

事業承継ガイドライン

このほど中小企業庁で、かねてから検討していた中小企業の円滑な事業承継のための手引き、ガイドラインを策定・公表した。以下は、その概要。

事業承継の大切さ

①日本経済を支える中小企業では、近年、経営者の高齢化が進行する一方で、後継者が既に決まっている企業は全体の約4割にとどまり、特に親族内での後継者の確保はますます困難になっている②事業承継に失敗して相続紛争が生じ、業績が悪化するケースも多く存在③我が国経済にとって中小企業の事業承継円滑化は喫緊の課題

事業承継に潜む問題点

①中小企業の多くを占める同族会社では、決定権者であり仲裁者でもあるオーナー経営者の死とともに、親族内での争いが激化するケースが珍しくない②事業承継問題は、経営者にとって遠い将来の話と思われがちなことや、周りの

者が言い出しにくいこともあり、事前の取り組みが十分進んでいないことが多い。

事業承継計画の必要性

①事業承継は、いつかは必ず訪れる問題。事前準備の取り組みを行う程成功する確率が高くなるといふ結果も出ている。円滑な事業承継のためには、十分時間をかけた計画の立案と着実な対策の実行が重要

事業承継のステップ

1、承継方法の決定と計画の立案

- ▼会社を取り巻く各状況の認識
 - ①会社の経営資源の状況②会社の経営リスクの状況③経営者自身の状況④後継者候補の状況⑤相続発生時に予想される問題点
- ▼承継の方法と後継者の決定
 - ①親族内承継②従業員等への承継・外部からの雇入れ③M&A
- ▼後継者と事業承継計画の作成
 - ①経営理念の共有化②中長期の

経営計画の作成③事業承継の具体的な時期の検討④円滑な事業承継に向けた課題の整理⑤中長期経営計画に、事業承継の時期、課題の解決策を盛り込んだ「事業承継計画」の作成

2、具体的な対策の実行

- (1)親族内承継
 - 〈関係者の理解〉①後継者候補が複数いる場合は、意思疎通を行い、なるべく早期において後継者を決定②社内や取引先・金融機関に対して、事業承継計画の公表を行うっておくことが有効③将来の役員陣の構成を視野に入れて、役員・従業員の世代交代を準備
 - 〈後継者教育〉①経営に必要な能力・知識を習得するために、社内・社外での教育を実施
 - 〈株式・財産等の分配〉①株式・財産等の分配においては、後継者への株式等事業用資産の集中と後継者以外の相続人への配慮という観点が必要②現時点で既に株式が分散している場合には、可能な限り

買取等を実施

- 〈後継者への生前贈与〉①生前贈与は、後継者への財産移転の方法のうち、権利が確定されるため最も確実②遺留分等民法上の問題については、十分注意することが必要③税務面では、暦年課税制度と相続時精算課税制度による税負担を比較し、どちらの制度が有利であるかを判断
- 〈遺言の活用〉①遺言を作成することで、後継者に株式等事業用資産を集中することが可能。ただし、遺言はいつでも撤回できるため生前贈与ほど後継者の権利が確定でないことに加え、遺留分の問題や遺言の有効性をめぐるトラブルが起ることもある②各種遺言の中でも、公正証書遺言が自筆証書遺言に比べて有効③確実に遺言内容が実行されているという観点では、遺言信託の活用も選択肢の一つ
- 〈会社法の活用〉①これ以上株式を分散させないために、譲渡制限規定を置くことが必要②「会社法」で活用の幅が拡大されている議決

権制限株式、拒否権付種類株式、相続人に対する売渡請求等の活用も有効

②従業員等への承継・外部から後継者を雇い入れる場合

〈関係者の理解・後継者教育〉①基本的には親族内承継の場合と同様だが、関係者の理解により多くの時間がかかる可能性もあるため、注意が必要②現オーナー経営者の親族や中継ぎ的な経営者の意向は特に確認しておくべき

〈株式・財産等の分配〉①後継者には、現オーナー経営者が保有する株式を買い取る資力がなく、多いが、後継者の経営に配慮し、一定程度の株式を後継者に集中すべき②現オーナー経営者の要請に応じて、前出の会社法の各種手法が活用可能③後継者に株式買取資金がない場合でも、MBOが利用できる場合がある

〈個人保証・担保の処理〉①現オーナー経営者の個人保証について、後継者も連帯保証人に加わることを求められる場合がある②現経営者は、事業承継に向けて債務の圧縮に努めるとともに、金融機関との交渉や、後継者の負担に見合った報酬の確保の措置等の配慮が必

要。

③M&Aを検討する場合

〈M&Aの特徴〉①M&Aとは合併(Merger)や買収(Acquisition)を意味する言葉②近年では、中小企業におけるM&Aの件数は増加している

〈M&Aの手続きと注意点〉①手続きの流れはi仲介機関の選択ii売却条件の検討iii会社の実力の磨きあげiv売却候補先企業への打診v条件交渉viデューデリジェンス(対象となる売り手企業の精査)viiクロージング(資金決済)②M&Aの検討段階においては、社内・社外に対する秘密保持が重要だが、買い手企業に対しては、自社に都合の悪いことでも「隠し事をしない」ことが大切

〈会社の実力の「磨きあげ」〉①売れる会社とするためには、会社の実力の「磨きあげ」が重要②現時点で会社を売却した場合の価格の目安を試算し、企業価値を向上するための指標とすることが有効

経営者をサポートする仕組み

事業承継対策には様々な方策があり、各種専門知識が必要となることも多い。必要に応じて、以下

の実務家等に相談することが有効。①弁護士i後継者に経営権を集中しつつ、他の相続人の遺留分にも配慮した事業承継対策ii生前贈与や遺言、任意後見制度を活用した相続紛争防止iii議決権制限株式や相続人に対する売り渡し請求など、会社法の各種制度の利用

②税理士i現時点で相続が発生した場合の相続税額の試算ii納税資金を確保するための自己株式の取得(金庫株)iii暦年課税制度や相続時精算課税制度を利用した計画的な生前贈与

③公認会計士i既存株主からの株式買取価格の算定iiM&Aによる会社売却価格の試算、会社の実力の磨き上げのための助言

④その他の士業●司法書士i戸籍等の調査ii贈与・遺言等相続に関する不動産登記、商業登記●中小企業診断士i後継者教育に関する助言ii経営計画の策定支援

⑤金融機関等i株式買取や納税資金調達のための融資iiM&AやMBOに関する助言、ファンドの活用iii遺言信託に関する助言、安定株主を増やす形での融資に関する助言

⑥中央会・会議所・商工会i事業

承継全般に関する助言ii専門家の紹介iii情報の提供iv後継者育成等に関するセミナーの実施

⑦中小企業基盤整備機構i事業承継協議会事務局を担当ii中小企業・ベンチャー総合支援センターにおける相談の受付iii中小企業大い学校における後継者教育等の各種研修プログラムの実施

⑧中小企業庁i中小企業に関する施策の企画・立案・実施ii各種制度に関する情報提供iii事業承継に関する税制や会社法についてのパンフレットの作成・配布

おわりに

中小企業にとって、円滑な事業承継が非常に重要。事業承継対策には様々な手法があるが、準備に期間を要するため、すぐにでも事業承継計画策定に向けた検討を開始すべきである。

千葉県中小企業団体青年中央会

本会には青年経営者や企業の後継者育成のための、相互研鑽とビジネスチャンスの拡充の場としての青年中央会があります。

詳細は本会組織振興部まで。

TEL 043-242-3277